

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	経営支援課	検索番号	10-4
法令名	中小小売商業振興法	根拠条項	中小小売商業振興法第4条第6項	
許認可等	商店街整備等支援計画の認定			
(根拠規定)				
○中小小売商業振興法 (昭和48年法律第101号) (高度化事業計画の認定等)				
第4条				
6 中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの(以下「特定会社」という。)若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。)又は特定会社を設立しようとする者は、商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備等支援計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備等支援計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。				
○中小小売商業振興法施行令 (昭和48年政令第286号) (商店街整備等支援計画の認定の基準)				
第8条 法第四条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。				
一 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。				
二 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。				
三 法第四条第六項の特定会社が当該事業を実施する場合にあつては、次のいずれにも該当するものであること。				
イ 当該特定会社に出資しようとし、又は出資している者の三分の二以上が中小企業者であること。				
ロ 大企業者が当該特定会社の最大株主又は最大出資者とならないこと。				
ハ いずれの大企業者についても、その所有に係る当該特定会社の株式の数の当該特定会社の発行済株式の総数に対する割合又はその当該特定会社への出資の金額の当該特定会社の出資の総額に対する割合が経済産業省令で定める割合未満であること。				
四 共同店舗を設置する場合にあつては、次のいずれにも該当するものであること。				
イ 当該共同店舗において事業を営む者の三分の二以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。				
ロ 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第四条第一項第六号の経済産業省令で定める面積以上であること。				
○中小小売商業振興法施行規則 (昭和48年省令第100号) (組合員の数等)				
第9条 施行令第二条第一号の経済産業省令で定める数は、二十人(当該商店街整備計画に係る施設又は設備が会議場施設、広場又は駐車場であるときは、五人)とする。				
2 施行令第二条第五号の経済産業省令で定める場合は、空き店舗等を活用する場合であつて次の各号に掲げる要件に該当すると認められるときとし、同号の経済産業省令で定める数は、五人とする。				

- 一 当該空き店舗等が商店街振興組合等の地区に属するものであつて、当該商店街振興組合等が商店街を統一的に整備する構想を策定し、かつ、その構想を総会又は総代会において議決していること。
 - 二 当該商店街振興組合等が、前号の構想に従つて当該空き店舗等を活用して行う店舗その他の施設を新設又は改造する事業について支持することを、総会又は総代会において議決していること。
 - 三 前号の事業を行おうとする者が、第一号の構想に従つて事業を行うことを約していること。
- 3 施行令第三条第一号の経済産業省令で定める数は、二十人（次の表の上欄に掲げる特別の理由に該当すると認められるときは、同表の下欄に掲げる人数）とする。

特別の理由	組合員 又は所 属員数
一 東京都の特別区の存する区域又は人口十万人以上の市の区域内に設置され、組合員又は所属員の三分の二以上が当該区域内において既に事業を行つているとき。	五人
二 組合員又は所属員の三分の二以上が次に掲げる区域又は地域から店舗その他の施設を移転する場合 イ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地 ロ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域 ハ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域又は工業地域	十人
三 当該団地が次のいずれかの区域又は地域に設置される場合 イ 沖縄県の区域 ロ 過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第二条第一項に掲げる過疎地域 ハ 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域として指定された地域	十人
四 法第四条第二項に規定する事業の実施期間中に災害、経済事情等の著しい変動により組合員又は所属員の数が二十人未満となつた場合	十人
五 店舗を一の建物に集団して設置する場合であつて、組合員又は所属員の五分の四以上が商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第二条に規定する小規模事業者であるとき	五人
六 当該団地が商店街の区域又はその隣接地に設置され、かつ、共同施設として広場が設置される場合	五人
七 空き店舗等を活用する場合であつて次の各号に掲げる要件に該当するとき イ 当該空き店舗等が商店街振興組合等の地区に属するものであつて、当該商店街振興組合等が商店街を統一的に整備する構想を策定し、かつ、その構想を総会又は総代会において議決していること。 ロ 当該商店街振興組合等が、イの構想に従つて当該空き店舗等を活用して行う店舗を一の団地に集団して設置する事業について支持することを、総会又は総代会において議決していること。	五人

ハ 前号の事業を行おうとする事業協同組合等が、イの構想に従つて事業を行うことを約していること。

- 4 施行令第四条第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号の経済産業省令で定める数は、五人とする。
- 5 施行令第四条第一項第六号の経済産業省令で定める面積は、二百平方メートルとする。
- 6 施行令第八条第三号ハの経済産業省令で定める割合は、三分の一とする。

(許認可等の基準)

○中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第4条第1項から第3項及び第6項に関連する法令並びに中小小売商業振興法施行令(昭和48年政令第286号)第9条の規定に関する解釈について(平成12・03・16 企庁第2号) 【抜粋】

第1 法第4条第1項から第3項及び第6項の規定に基づく高度化事業計画の内容について

1. 法第4条第1項の規定に基づく商店街整備計画

商店街整備計画は、中小小売商業者等が協力して、次のような事業を実施することにより、小売機能の総合的整備、合理的かつ安全な商業街区の形成、アーケード、街路灯、多目的ホール、イベント広場、駐車場等組合員及び一般公衆の利便に供し、商店街の環境の改善を図るための非収益的な共同施設(以下「環境施設」という。)の整備等を実現し、その経営の近代化を図りつつ、併せて消費者に便利かつ快適な買物の場を提供することを内容とする。

(1) 商店街改造事業

商店街を形成する中小小売商業者等が商店街の大部分の区域において店舗等を新設又は改造するとともに、必要に応じ当該中小小売商業者等が組織する商店街振興組合等が(2)に規定する事業を併せて実施し、魅力ある商業集積を形成する事業をいう。

(2) 共同施設事業

商店街を形成する中小小売商業者等が組織する商店街振興組合等が販売、購買、保管、運送、検査その他組合員又は所属員(以下「組合員等」という。)の事業を協同して行うための共同施設を設置する事業又は環境施設を設置する事業をいう。

第2 法第4条第1項、第2項及び第6項に規定する「設置する事業」並びに法第4条第3項に規定する「設置の事業」について

1. 「設置」には、新設のほか、既存の施設又は設備の取得(その立地及び建物の構造が振興指針の趣旨に照らして適切なものに限る。ただし、法第4条第3項及び第6項に規定する店舗又は共同店舗を取得する場合にあっては、既に当該建物を賃借している者がその買取りのみを目的としていると認められるものを除く。)並びに既存施設の改造(増築、改築又は屋根、柱、壁その他の主要構造物の改善)が含まれる。

2. 「設置する」並びに「設置の」とは、認定を受けた計画に基づき事業に着手するものをいう。ただし、防災その他の理由により緊急に事業に着手しなければならないと認められる場合であって、事業者よりあらかじめ当該事業に関する計画が提出されているものは、この限りでない。

第9 政令第8条(商店街整備等支援計画認定の基準)第1号、第2号及び第4号ロについて

1. 第1号に規定する「法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切であるもの。」のうち、以下の事項については特に留意すべきものと解する。

- (1) 当該計画に基づいて施設又は設備が設置される地域に関する診断・調査が実施されている場合には、当該診断・調査の内容が事業の内容に反映されたものであること。
- (2) 当該計画に基づいて設置される共同店舗は、豊富な品揃え等による小売機能の総合化を

目指して統一的に運営されるものであること。

2. 第2号に規定する「法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。」とは以下に掲げる内容をいう。
 - (1) 計画の認定後1年以内に着工し、かつ、着工後2年以内に完工する見込みがあること。
ただし、市街地再開発事業、区画整理事業等のその他の事業と併せて行われる事業であつて、上記の事業の進捗状況が当該商店街整備等支援事業の実施期間に影響を与える場合等特別な事情がある場合には、この限りでない。
 - (2) 商店街整備等支援事業の参加者の売上高、資産等に比べて事業遂行に必要な資金額が過大でないこと。
 - (3) 資金の調達方法が特定会社又は公益法人の財務内容を著しく悪化させ、経営を不安定にするおそれがないこと。
3. 第4号ロに規定する「当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第4条第1項第6号の通商産業省令で定める面積以上であること。」とは、小売業を営む者が顧客に対して物品を販売するために使用する部分の面積（売場間の通路を含む。）が通商産業省令で定める面積以上であることをいう。

(その他)